

○生駒市立学校設置条例等の一部を改正する条例

(1) 生駒市立学校設置条例(平成20年3月生駒市条例第6号)新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案																																								
<p>(幼稚園の名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生駒市立高山幼稚園</td> <td>生駒市高山町12555番地</td> </tr> <tr> <td>生駒市立なばた幼稚園</td> <td>生駒市東生駒月見町207番地25</td> </tr> <tr> <td>生駒市立生駒台幼稚園</td> <td>生駒市新生駒台3番44号</td> </tr> <tr> <td>生駒市立南幼稚園</td> <td>生駒市小平尾町25番地1</td> </tr> <tr> <td>生駒市立生駒幼稚園</td> <td>生駒市西旭ヶ丘18番12号</td> </tr> <tr> <td>生駒市立俵口幼稚園</td> <td>生駒市俵口町2231番地</td> </tr> <tr> <td>生駒市立あすか野幼稚園</td> <td>生駒市あすか野南2丁目5番2号</td> </tr> <tr> <td>生駒市立桜ヶ丘幼稚園</td> <td>生駒市桜ヶ丘7番16号</td> </tr> <tr> <td>生駒市立壺分幼稚園</td> <td>生駒市壺分町520番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	生駒市立高山幼稚園	生駒市高山町12555番地	生駒市立なばた幼稚園	生駒市東生駒月見町207番地25	生駒市立生駒台幼稚園	生駒市新生駒台3番44号	生駒市立南幼稚園	生駒市小平尾町25番地1	生駒市立生駒幼稚園	生駒市西旭ヶ丘18番12号	生駒市立俵口幼稚園	生駒市俵口町2231番地	生駒市立あすか野幼稚園	生駒市あすか野南2丁目5番2号	生駒市立桜ヶ丘幼稚園	生駒市桜ヶ丘7番16号	生駒市立壺分幼稚園	生駒市壺分町520番地	<p>(幼稚園の名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生駒市立高山幼稚園</td> <td>生駒市高山町12555番地</td> </tr> <tr> <td>生駒市立なばた幼稚園</td> <td>生駒市東生駒月見町207番地25</td> </tr> <tr> <td>生駒市立生駒台幼稚園</td> <td>生駒市新生駒台3番44号</td> </tr> <tr> <td>生駒市立南幼稚園</td> <td>生駒市小平尾町25番地1</td> </tr> <tr> <td>生駒市立認定こども園生駒幼稚園</td> <td>生駒市西旭ヶ丘18番12号</td> </tr> <tr> <td>生駒市立俵口幼稚園</td> <td>生駒市俵口町2231番地</td> </tr> <tr> <td>生駒市立あすか野幼稚園</td> <td>生駒市あすか野南2丁目5番2号</td> </tr> <tr> <td>生駒市立桜ヶ丘幼稚園</td> <td>生駒市桜ヶ丘7番16号</td> </tr> <tr> <td>生駒市立壺分幼稚園</td> <td>生駒市壺分町520番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 生駒市立認定こども園生駒幼稚園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項の認定を受けた幼稚園である。</p>	名称	位置	生駒市立高山幼稚園	生駒市高山町12555番地	生駒市立なばた幼稚園	生駒市東生駒月見町207番地25	生駒市立生駒台幼稚園	生駒市新生駒台3番44号	生駒市立南幼稚園	生駒市小平尾町25番地1	生駒市立認定こども園生駒幼稚園	生駒市西旭ヶ丘18番12号	生駒市立俵口幼稚園	生駒市俵口町2231番地	生駒市立あすか野幼稚園	生駒市あすか野南2丁目5番2号	生駒市立桜ヶ丘幼稚園	生駒市桜ヶ丘7番16号	生駒市立壺分幼稚園	生駒市壺分町520番地
名称	位置																																								
生駒市立高山幼稚園	生駒市高山町12555番地																																								
生駒市立なばた幼稚園	生駒市東生駒月見町207番地25																																								
生駒市立生駒台幼稚園	生駒市新生駒台3番44号																																								
生駒市立南幼稚園	生駒市小平尾町25番地1																																								
生駒市立生駒幼稚園	生駒市西旭ヶ丘18番12号																																								
生駒市立俵口幼稚園	生駒市俵口町2231番地																																								
生駒市立あすか野幼稚園	生駒市あすか野南2丁目5番2号																																								
生駒市立桜ヶ丘幼稚園	生駒市桜ヶ丘7番16号																																								
生駒市立壺分幼稚園	生駒市壺分町520番地																																								
名称	位置																																								
生駒市立高山幼稚園	生駒市高山町12555番地																																								
生駒市立なばた幼稚園	生駒市東生駒月見町207番地25																																								
生駒市立生駒台幼稚園	生駒市新生駒台3番44号																																								
生駒市立南幼稚園	生駒市小平尾町25番地1																																								
生駒市立認定こども園生駒幼稚園	生駒市西旭ヶ丘18番12号																																								
生駒市立俵口幼稚園	生駒市俵口町2231番地																																								
生駒市立あすか野幼稚園	生駒市あすか野南2丁目5番2号																																								
生駒市立桜ヶ丘幼稚園	生駒市桜ヶ丘7番16号																																								
生駒市立壺分幼稚園	生駒市壺分町520番地																																								

(2) 生駒市立幼稚園保育料徴収条例(昭和25年4月生駒市条例第16号)新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 生駒市立幼稚園(以下単に「幼稚園」という。)の保育料の徴収については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(保育料)</p> <p>第2条 幼稚園の保育料は、別表のとおりとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 生駒市立幼稚園の保育料の徴収については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(保育料)</p> <p>第2条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する支給認定子ども(同法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。次項において同じ。)の保育料は、別表第1のとおりとする。</p>

別表(第2条関係)

略

2 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する支給認定子どもの保育料は、別表第2のとおりとする。

別表第1(第2条関係)

略

別表第2(第2条関係)

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)			
		保育標準時間の場合		保育短時間の場合	
階層区分	定義	3歳児	4歳児・5歳児	3歳児	4歳児・5歳児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	2,300円 (1,150円)	2,300円 (1,150円)	2,200円 (1,100円)	2,200円 (1,100円)
C ₁	市町村民税の額が均等割額のみ の世帯	5,400円 (2,700円)	5,400円 (2,700円)	5,200円 (2,600円)	5,200円 (2,600円)
C ₂	市町村民税の課税世帯 所得割額が 49,599円 以下	6,600円 (3,300円)	6,600円 (3,300円)	6,400円 (3,200円)	6,400円 (3,200円)

<u>C₃</u>	帯(C ₁ 階層の世帯を除く。)	所得割額が <u>49,600円</u> 以上 <u>51,499円</u> 以下	<u>7,800円</u> (<u>3,900円</u>)	<u>7,800円</u> (<u>3,900円</u>)	<u>7,600円</u> (<u>3,800円</u>)	<u>7,600円</u> (<u>3,800円</u>)
<u>C₄</u>	であつて、その額の区分が	所得割額が <u>51,500円</u> 以上 <u>53,399円</u> 以下	<u>9,400円</u> (<u>4,700円</u>)	<u>9,400円</u> (<u>4,700円</u>)	<u>9,200円</u> (<u>4,600円</u>)	<u>9,200円</u> (<u>4,600円</u>)
<u>C₅</u>	次の区分に該当する世帯	所得割額が <u>53,400円</u> 以上 <u>60,399円</u> 以下	<u>10,900円</u> (<u>5,450円</u>)	<u>10,900円</u> (<u>5,450円</u>)	<u>10,700円</u> (<u>5,350円</u>)	<u>10,700円</u> (<u>5,350円</u>)
<u>C₆</u>		所得割額が <u>60,400円</u> 以上 <u>69,199円</u> 以下	<u>12,900円</u> (<u>6,450円</u>)	<u>11,500円</u> (<u>5,750円</u>)	<u>12,700円</u> (<u>6,350円</u>)	<u>11,200円</u> (<u>5,600円</u>)
<u>C₇</u>		所得割額が <u>69,200円</u> 以上 <u>86,799円</u> 以下	<u>14,900円</u> (<u>7,450円</u>)	<u>12,800円</u> (<u>6,400円</u>)	<u>14,600円</u> (<u>7,300円</u>)	<u>12,500円</u> (<u>6,250円</u>)
<u>C₈</u>		所得割額が <u>86,800円</u> 以上 <u>98,599円</u> 以下	<u>16,800円</u> (<u>8,400円</u>)	<u>15,000円</u> (<u>7,500円</u>)	<u>16,400円</u> (<u>8,200円</u>)	<u>14,700円</u> (<u>7,350円</u>)
<u>C₉</u>		所得割額が <u>98,600円</u> 以上 <u>110,399円</u> 以下	<u>17,500円</u> (<u>8,750円</u>)	<u>15,500円</u> (<u>7,750円</u>)	<u>17,200円</u> (<u>8,600円</u>)	<u>15,200円</u> (<u>7,600円</u>)
<u>C₁₀</u>		所得割額が <u>110,400円</u> 以上 <u>122,099円</u> 以下	<u>17,900円</u> (<u>8,950円</u>)	<u>16,000円</u> (<u>8,000円</u>)	<u>17,600円</u> (<u>8,800円</u>)	<u>15,600円</u> (<u>7,800円</u>)
<u>C₁₁</u>		所得割額が	<u>18,500円</u>	<u>16,400円</u>	<u>18,200円</u>	<u>16,100円</u>

	<u>122,100円</u> 以上 <u>139,799円</u> 以下	<u>(9,250円)</u>	<u>(8,200円)</u>	<u>(9,100円)</u>	<u>(8,050円)</u>
<u>C12</u>	所得割額が <u>139,800円</u> 以上 <u>157,299円</u> 以下	<u>19,200円</u> <u>(9,600円)</u>	<u>16,900円</u> <u>(8,450円)</u>	<u>18,800円</u> <u>(9,400円)</u>	<u>16,600円</u> <u>(8,300円)</u>
<u>C13</u>	所得割額が <u>157,300円</u> 以上 <u>169,399円</u> 以下	<u>19,800円</u> <u>(9,900円)</u>	<u>17,500円</u> <u>(8,750円)</u>	<u>19,400円</u> <u>(9,700円)</u>	<u>17,200円</u> <u>(8,600円)</u>
<u>C14</u>	所得割額が <u>169,400円</u> 以上 <u>192,899円</u> 以下	<u>20,400円</u> <u>(10,200円)</u>	<u>18,100円</u> <u>(9,050円)</u>	<u>20,000円</u> <u>(10,000円)</u>	<u>17,800円</u> <u>(8,900円)</u>
<u>C15</u>	所得割額が <u>192,900円</u> 以上 <u>258,899円</u> 以下	<u>21,100円</u> <u>(10,550円)</u>	<u>18,700円</u> <u>(9,350円)</u>	<u>20,700円</u> <u>(10,350円)</u>	<u>18,400円</u> <u>(9,200円)</u>
<u>C16</u>	所得割額が <u>258,900円</u> 以上 <u>298,599円</u> 以下	<u>21,700円</u> <u>(10,850円)</u>	<u>19,100円</u> <u>(9,550円)</u>	<u>21,300円</u> <u>(10,650円)</u>	<u>18,700円</u> <u>(9,350円)</u>
<u>C17</u>	所得割額が <u>298,600円</u> 以上 <u>392,899円</u> 以下	<u>22,500円</u> <u>(11,250円)</u>	<u>19,400円</u> <u>(9,700円)</u>	<u>22,100円</u> <u>(11,050円)</u>	<u>19,000円</u> <u>(9,500円)</u>
<u>C18</u>	所得割額が <u>392,900円</u> 以上	<u>24,800円</u> <u>(12,400円)</u>	<u>21,500円</u> <u>(10,750円)</u>	<u>24,300円</u> <u>(12,150円)</u>	<u>21,100円</u> <u>(10,550円)</u>

備考

- 1 この表において「保育標準時間の場合」とは、保育の利用が1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の場合をいう。
- 2 この表において「保育短時間の場合」とは、保育の利用が1月当たり

平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の場合をいう。

3 この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。

4 この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において4歳に達している幼児(5歳児を除く。)をいう。

5 この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児(5歳児及び4歳児を除く。)をいう。

6 4月分から8月分までの保育料にあつては前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあつては当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。

7 この表のC₂からC₁₈までの階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

8 BからC₁₈までの階層の世帯であつて、同一世帯から2人以上の児童が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部(以下「特別支援学校幼稚部」という。)若しくは児童福祉法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部(以下「情緒障害児短期治療施設通所部」という。)に入所し、又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が生駒市立幼稚園に在籍しているときは、同表の第2欄に掲げる額をその児童の保育料とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しく	上表に定める額(同表に定める括弧内の額以外の額をいう。)

<u>は医療型児童発達支援を利用している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</u>	
<u>イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用しているアに規定する児童以外の児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</u>	<u>上表に定める括弧内の額</u>
<u>ウ ア及びイに規定する児童以外の児童</u>	<u>0円</u>

9 前項の規定にかかわらず、児童の属する世帯が次に掲げる世帯である場合におけるこの表の適用については、Bの階層の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は0円とし、C₁からC₆までの階層の世帯及びC₇の階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額とする。

(1) 母子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項の配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 奈良県から療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者

	(4) <u>その他の世帯 保護者の申請により生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯</u>
--	---

(3) 生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例(平成26年12月生駒市条例第40号)新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案		
<p>第4条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を次のように改正する。 <u>別表</u>を次のように改める。 <u>別表</u>(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="235 566 1104 614"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	<p>第4条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を次のように改正する。 <u>別表第1</u>を次のように改める。 <u>別表第1</u>(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1176 566 2045 614"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略
略			
略			